

令和元年(行ウ) 第500号外31件
住民訴訟による損害賠償等請求事件

原告 伊坂 勝泰

被告 荒川区長

準備書面(3)

令和2年7月7日

東京地方裁判所民事第3部 B2係 御中

原告 伊坂 勝泰

本書面において、原告は令和2年4月1日受取り、被告第1準備書面における答弁及び認否について原告の反論を行う。

以下、被告の主張にそって反論させていただきます。

第1 被告が本件選挙に係る選挙費用の交付負担がいずれも適法であ

ると31件訴訟の全部について簡単に正当性を述べている事

1. 被告の主張は、荒川区議会議員全員が本件選挙費用について、条例に基づいて、適正な手続き及び内容により選管に対して、届出し申請を行って、適法に税金の支払いがなされていると恐るべき通り一遍の形式主義手続きをもって、実質上も違法でないと主張している。もしこれが正当だとすると、例えば、私達納税者が確定申告書を税務署に提出すれば、すべてが完結となる事となる。

しかし、私達納税者は、税務署により後々に税務調査及び指摘を受けるのが常識である。

被告荒川区議会議員全員は、いままで選挙後の公金支出についてほとんどすべて全く審査機関存在せずスルーではないか。そもそも選管は、区議会議員の下部と化し、形式的要件はともかく 実質的な審査をできる役割もなければ立場もないのである。

このような、立て前要件で提出すれば公金支出が正当化される手続きをもって、実体上も違法でないとして訴訟を提起されても被告荒川区議会議員全員が立て前論を主張しているのは信じられないし、慚愧にたえない。

第 2 被告が選挙運動用自動車の燃料の供給に係る公費負担の請求がないことは何ら不自然ではない主張について

① 被告は、ガソリン代の公費負担請求がほとんどない理由を以下のように述べている事。

書類作成手間がかかるし、後払いなのであり、事業者に掛けとなる等により、燃料費供給契約が締結に至らない場合があると、嘘の主張をしている。いままで、手間がかかるし、後払いで、事業者に契約締結拒否された事例はおそらくないのである。

このように、裁判を提起されても、単なる形式論及び建前論を述べている。被告荒川区議会議員全員に対して驚きを感じるのは原告だけだろうか。

② 被告が燃料費の供給に係る公費負担の請求がないのは不自然でないと述べている件

その理由を書類作成の手間、後払い及び掛の3つの主要要件を述べている

が、ほんとうの理由は、他にあるのである。

原告が以前提起した訴訟で平成 23 年 4 月の区議会議員選挙で、ほとんどの候補者が燃料費の公費負担を請求していた。

しかし、平成 31 年 4 月の区議会議員選挙では、一変してほとんどの候補者が請求しなくなっているのは、原告が提起した以前の訴訟で半分近くの議員候補者の燃料費返還に応じた結果であり、実績なので、事実誤認が甚だしいのである。

従って、選挙運動自動車の燃料費の供給に係る公費負担の請求が極めて少ないのは、自明の理であるが、被告が主張するような断じて、手続の煩雑さとか、燃料費の後払制が原因ではない。以前原告が提起した訴訟の果実である。

このような誤魔化しの答弁を繰り返す荒川区議会議員全員の人間としての正しさに疑問を持たざるを得ないのである。

議員は、その平成23年4月の訴訟をほとんど知っており、燃料不正をして返還した議員候補者は10人は遥かに超えているのに、燃料費公金請求しないのは、手続きの煩雑さとか、後払制を原因として主張しているが、被告側荒川区議会議員全員の誤魔化しの答弁である。

つまり、都合の悪い事を言わず、自分の都合のいい事を述べ誤魔化しをしている。荒川区議会議員全員は、恥ずかしくないのか。

荒川区議会議員全員いや、日本の政治の夜明けは暗いのか慚愧に堪えない。

民事訴訟と趣がことなり、行政訴訟では、被告議員側の選挙で選ばれた公職という極めて重い立場がある。

このような裁判を提起されても誤魔化す議員により荒川区約 1, 000 億円の予算が執行され、税金が用途されているのである。

これは、荒川だけの問題ではないのであるから、世の中おかしい。被告としても身が締まる思いがする。

第3 公費負担の上限額は上回れるのか

公費負担6つの項目(車の使用料、燃料費、運転手、ビラ、ポスター、ハガキ)について、すべて予算で単価が決定している。

原告は、予算オーバーは公職選挙法上認めていないと主張する。被告が引用して述べている、参議院公職選挙法改正に関する特別委員会の政府委員の答弁では、「贅沢なものまでは認めていない。」これは、公費支出に限界を示し、予算として限定した事と考えられる。

予算とは、超えることは想定せず、特別な事情があった時のみの事であり、通常の経済活動の中で、超えることは想定していない。

荒川区議会が議会予算を超える事をあらかじめ想定していないし、結果として超えるものは、ほとんど特別な事情があるものを除き考えられない。

ほとんどの議員の公金請求事情から、まず予算ありきで予算限度一杯ありきで支出の請求していることが分かる。これは議会の慣例に予算ありきに基づいていると考えられる。

確かに被告の形式的主張によると、公金負担上限までよく公費負担超えた部分は、請求しなければ正当だと思える。しかし、原告のいう実質的な側面からみると、荒川区議会議員の全員は、まず予算ありきで、予算上限額まで請求することが常態化している。これも大きな問題であり、一例として一部の議員は、予算とは遥かに下回るポスター代を予算限度額まで引き上げるため、ハガキ印刷代等を入れている議員がいる。

つまり、予算限度額以下でも、以上でも大きな問題があると主張する。被告

の主張を認めていると、これから公費負担費用項目の限度がなくなると、豪華なものがいくらでもできる事となる。

つまり、被告が言うように公費負担をはるかに超える支出を認めることは、選挙の公正性に著しく反すると主張する。そして、車の使用料も運転手、燃料費、ピラ及びポスターについてもお手盛りができる事となり、違法な公金支出を認める事となる。又、燃料費の単価も決められていないので限度がなくなって2160円台の議員と2140円台の議員と著しく同じ荒川区のガソリンスタンドで異なって公金支出が長年にわたる公金の無駄遣いを追求されないのをいい事に不正な支出を行っている。

従って、公金支出の有無にかかわらず、予算限度額は、絶対に守るべき砦と位置付けられると主張する。

第4 選挙運動用収支報告書の未記載により荒川区は何ら損害は生じないのか。

確かに公職選挙法197条の規定により、車の使用料、ガソリン代及び運転手の記載の必要ないと思われる。つまり、公職選挙法179条の例外規定として、197条が位置付けられるが、選挙運動のための支出した費用の雛形33項目の⑥人件費の労務者報酬つまり運転手については、計上義務があり、車の使用料及びガソリン代については、公金請求すればせきららになる。さらに訴訟を起こされ、求釈明を求められても、答弁拒否は、荒川区議会議員全員の対応は、将来大きな問題となると考えられる。

また、未記載について「被告として与り知らない」⇒「支出自体なかった」⇒「荒川区に損害はない」と被告は苦しい答弁している。

未記載について、記載の必要がない支出でも裁判が起こされた以上、原告の

求釈明に誠実に応じるのが公職の人の立場である。もちろん、支出がないものは、計上せずとも被告に言われなくても原告は、重々理解している。

被告は、荒川区に損害が発生していないから、公職選挙法違反の選挙運動の支出があるのに記載しない事により、虚偽記載になる事をお知りにならないのである。被告の求釈明を無視して答えず、知らないし、支出自体なかったとか、計上しなくてもいい経費があるとか、さらに荒川区に損害を与えなければいいとの主張は、ことごとく矛盾するものである。

あとで支出33項目の雛形により31人の議員ごとに、求釈明を再度訴訟で求めるものである。荒川区議会議員全員が、さらに原告の求釈明を以上のような勝手な自分本位の解釈をして、主権者国民をあざ笑うように、答弁拒否する姿勢を続けているのか、慚愧に堪えない。

第5 選挙運動費用になるもの(公職選挙法 179 条)、とならないもの(公職選挙法 197条)の比較

選挙運動費用になるもの(公職選挙法 179 条)は、直接であると間接であることを問わず、また、候補者、推薦届出書、第三者の別を問わず、さらに候補者、推薦届者、出納責任者、総括主宰者の選挙運動の中心になる者と意思を通じてされようと、意思を通じてないでされようと、あるいは運動の適法、違法の別を問わず、およそ実質的に選挙運動行為及び立候補者準備行為のためにかかった費用に支出は、すべて選挙運動に関する支出になるのである。

しかし、実際上は一定のものについて、選挙運動に関する支出とみなさない取り扱いをしているものがあり、これについて、選挙運動費用に算入されないもの(公職選挙法 197 条)として、本件問題となっている車の使用代、ガソリン代及び運転手について該当するのか考えてみる。

選挙運動費用収支報告書の資料の雛形によると、3つの公金支出可能な費用支出項目は、公金支出により、別途支出目的を求められるのであるが、公金支出要求をしなくても、少なくとも自動車運転手は自らの労務の対価として報酬を受けを目的として、労務者報酬と位置づけられているので、選挙運動のための支出した費用の雛形34項目⑥の人件費の労務者報酬として選挙運動費用収支報告書の記載は義務付けられている。

本件、重要項目の1つのガソリン代については、被告の主張どおり公職選挙法197条により算入されないものに該当するが、裁判にされている以上、被告の弁明として、原告の求釈明に応じないのは、荒川区議会全員の公職としての認識欠如であり当然区民の訴訟による求釈明に応ずるのは、議員として当然の義務であり、拒否する事は許されないし、あくまでも拒否するなら、この点の原告の主張が認められる事と考える。

第6 被告は法定利率を超える部分の遅延損害金の請求が妥当でないと主張している件

被告が民法所定の法定利率(年5%)を超える部分についての遅延損害金の請求は、主張自体失当であると述べているが、一般の裁判では、民法所定の法定基準利率なのは、原告は知っている。

ただ、税理士実務において、国税の対応として述べただけである。国税は民法ではなく、地方税法72条の45及び同法72条45の2(遅延金)並びに国税通則法68条(重課金)を採用する。

私達納税者に対して、より厳しい国税通則法等の法律を適用して対応しているのに、議員が悪い事すれば、年5%の民法適用ですむのは、憲法第14条の法の下に平等に反し、明らかに政治的、社会的関係において差別している事案

と主張する。

第7 被告第2事実の経緯(本件各事件共通)について

大きく7つに分けて(1.本件選挙の告示2. 候補者から選挙管理委員会への契約書の提出3. 候補者から選挙管理委員会への確認申請と確認書の交付 4. 候補者から事業者への作成・使用書の提出5. 本件選挙における交付負担の支出の枠組みの決定6. 事業者から選挙管理委員会への請求書の提出7. 荒川区から事業者に対する支払い、ただ分けて、通り一遍の行政手続きを以前と同じように再度述べているが、本件重要争点と著しく乖離している。なぜなら、単なる形式論の繰り返しであり、争点から極めてかけ離れており、原告は、この点を問題としていない。

原告が主張するのは、実質論で戦っているものであり、断じて被告が言うような単なる行政手続きの形式的な事柄を争点としている訳ではない。

行政手続を肅々と述べているが、5つの公金支出として、本件選挙における公金負担の支出の枠組みの決定の中に、ハガキの公金支出がないのは、明らかに誤りである。

2. 狭義の支出と言って、言葉を曖昧にしているが、公金支出に狭義も広義もなので、原告としては、当然すべての公金支出がすべての項目と考えている。

このように、公金支出の枠組みでハガキ代の公金支出を除外したり、狭義の公金支出として6月だけ計上する被告弁護側の対応に憤りを覚える。

被告は、税理士として36年やってて、行政書士も28年やっているが、このような欺瞞に満ちた不誠実なマジックをかけて答弁は信じられないし慚愧に堪えない。

第8 最後に

1. 北城貞治議員について

第532号の議員名について、城という名前が誤っていたので訂正をさせていただきます。

2. 令和2年4月1日 到達被告準備書面について

被告準備書面には、令和2年4月1日昼頃、原告に届いたが、裁判所は、3月31日は提出を言明したと認識している。

被告行政側は、発信主義をとっているが、裁判所は到達主義ではないか。

前の答弁書は1日遅れたが、原告は到達主義を主張する。

この2点について、どちらが正しいか、裁判所の審判を求めるものである。

3. 原告資料と被告資料のあまりの違いについて

原告が、以前提出した平成31年4月荒川区議選挙当選者の公金請求実態一覧と被告が今回提出した別紙(各支出項目の支出日一覧P11)について、あまりの違いに驚愕している。

公金請求人数について、被告は①自動車借入23件②燃料供給3件③運転手雇用18件④ポスタ-2件⑤ピラ11件と主張している。

被告は、32人の議員の答弁書において事実の経緯の説明により、詳しく、手続きの問題はないと再三再四主張している。

この問題項目は、別紙各支出項目の支出一覧となっており、31人の議員の答弁書の根幹をなす事実の経緯に漏れ無く使用されているのであるから、各公金支出項目の支出は一覧に絶対誤りはないと考えている。

被告の公金支出は一覧という別紙は、絶対変更できないものであるとの原告の認識に基づいて反論させていただく。

このような根幹をなす部分に行政側が誤りを犯すことはないと考えられるが、反論させていただき、裁判所の下知を仰ぐものである。

原告の平成31年4月荒川区議会選挙当選者の公金請求実態一覧によると、①自動車借入23件②燃料供給4件③運転手雇用19件④ポスター32件⑤びら31件であるので、燃料供給1件、運転手雇用1件、ポスター30件、びら26件が少なく計上されており、虚偽記載が分かる。被告が再三再四事実の経緯について使用している以上、この件の誤りは考えられないのである。従って、被告弁護側の別紙は、事実誤認も甚だしいのである。

尚、第503号小坂眞三議員の訴訟について、本人が令和2年3月16日に死亡したため、取下げさせていただき、小坂議員に哀悼の意を表する。

後の資料により、選挙運動のために支出した費用(雛形 33 項目)に分け選挙運動収支報告書にほとんどあろう項目に分けさせていただいた。

この資料をもとにして、以下個々31人の議員に対して、記載漏れしている項目をすべて求釈明項目として計上させていただく。

再度、求釈明を荒川区議会議員 31人が拒むのであるならば、原告の項目計上漏れ指摘は認められたと考えるものである。

荒川区議会議員全員は、原告荒川区民の求釈明に裁判を提起された以上、真摯に答えなければならない。

裁判を提起されても、民主政治の根幹というべき選挙の公金使用について、主権者区民の質問を無視する姿勢は、慚愧に堪えない。

選挙運動のために支出した費用(支出33の項目の雛形)

		小島和男	相馬優子	斉藤くに子	町田高	河内ひとみ	志村博司	藤澤志光	増田みねこ	森本達夫	夏目亜季	明戸真弓美	久家繁
	科 目	500	501	502	504	505	506	507	508	509	510	511	512
①	事務所借上料 (家屋費)	△	△	△	△	○	○	○	○	○	×	○	○
②	演説会場借上料 (家屋費)	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	○	×
③	公営費用納付金 (家屋費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
④	ポスター印刷代 (印刷費)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	葉書の印刷代	△	△	△	×	○	○	○	○	○	×	○	○
⑥	人件費 (労務者報酬 (自動車運転手))	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
⑦	人件費 (事務員報酬)	△	△	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×
⑧	人件費 (車上運動員報酬)	△	△	△	○	×	○	×	×	×	×	×	×
⑨	連絡用葉書の購入 (通信費)	△	△	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×
⑩	通信料 (通信費)	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑪	労務者運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑫	事務員運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑬	運動員運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑭	事務所看板代 (広告費)	△	△	△	○	○	○	○	○	○	×	×	×
⑮	拡声機借上料 (広告費)	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑯	たすき作成 (広告費)	△	△	△	×	×	×	○	○	○	○	×	×
⑰	新聞原稿作成 (広告費)	△	△	△	×	○	○	×	○	○	○	×	○
⑱	新聞広告代 (広告費)	×	×	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○
⑲	ボールペン他 (文具費)	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○
⑳	模造紙他 (文具費)	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	○
㉑	画鋏他 (文具費)	×	×	×	×	○	×	×	○	○	×	×	○
㉒	お茶代 (食料費)	×	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○	○
㉓	菓子代 (食料費)	×	×	×	○	○	×	×	○	○	×	○	○
㉔	仕出し弁当 (食料費)	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○	○
㉕	口座振替手数料 (食料費)	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○
㉖	車上運動員費用弁償 (食料費)	×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○
㉗	運動員費用弁償 (食料費)	×	×	×	○	×	○	○	×	×	×	○	○
㉘	運動員宿泊料 (食料費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉙	ベニア板他 (雑費)	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○
㉚	灯油代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉛	クリーニング代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉜	電気代 (雑費)	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○
㉝	水道代 (雑費)	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×

選挙運動のために支出した費用(支出33の項目の雛形)

		保坂正仁	宮本舜馬	斉藤泰紀	並木一元	茂木弘	坂本綾子	菊地秀信	松田ともこ	横山幸次	鎌田理光	山口幸一郎	小林行男
	科 目	513	514	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525
①	事務所借上料 (家屋費)	○	×	○	○	×	△	×	△	△	△	○	○
②	演説会場借上料 (家屋費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
③	公営費用納付金 (家屋費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
④	ポスター印刷代 (印刷費)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	葉書の印刷代	×	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○
⑥	人件費 (労務者報酬 (自動車運転手))	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦	人件費 (事務員報酬)	×	×	○	○	○	△	×	×	△	×	×	△
⑧	人件費 (車上運動員報酬)	×	×	○	○	○	△	×	×	△	×	×	△
⑨	連絡用葉書の購入 (通信費)	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×
⑩	通信料 (通信費)	×	×	○	○	×	△	×	×	△	×	×	△
⑪	労務者運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑫	事務員運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑬	運動員運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑭	事務所看板代 (広告費)	×	×	×	×	×	△	○	×	△	×	×	△
⑮	拡声機借上料 (広告費)	×	×	×	×	×	△	○	×	△	○	○	○
⑯	たすき作成 (広告費)	×	△	×	×	×	△	×	×	△	×	×	○
⑰	新聞原稿作成 (広告費)	×	×	○	○	×	△	○	○	△	×	○	×
⑱	新聞広告代 (広告費)	○	×	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×
⑲	ボールペン他 (文具費)	×	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×	×
⑳	模造紙他 (文具費)	×	×	×	×	○	×	×	○	×	○	×	×
㉑	画鋏他 (文具費)	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
㉒	お茶代 (食料費)	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×
㉓	菓子代 (食料費)	○	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×
㉔	仕出し弁当代 (食料費)	○	×	×	○	×	○	×	○	×	×	×	○
㉕	口座振替手数料 (食料費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉖	車上運動員費用弁償 (食料費)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
㉗	運動員費用弁償 (食料費)	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
㉘	運動員宿泊料 (食料費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉙	ベニア板他 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉚	灯油代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉛	クリーニング代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉜	電気代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
㉝	水道代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

選挙運動のために支出した費用(支出33の項目の雛形)

	科 目	小坂英二	山田はるみ	中島義夫	菅谷元昭	竹内あきひろ	北城貞治	清水啓史
		526	528	529	530	531	532	534
①	事務所借上料 (家屋費)	×	△	×	○	○	○	○
②	演説会場借上料 (家屋費)	×	×	×	○	×	×	○
③	公営費用納付金 (家屋費)	×	×	×	○	×	×	×
④	ポスター印刷代 (印刷費)	○	○	○	○	○	○	○
⑤	葉書の印刷代	×	○	○	○	○	○	○
⑥	人件費 (労務者報酬 (自動車運転手))	×	×	×	×	×	×	×
⑦	人件費 (事務員報酬)	×	○	○	×	×	○	×
⑧	人件費 (車上運動員報酬)	×	×	○	×	×	○	○
⑨	連絡用葉書の購入 (通信費)	×	×	×	×	○	×	×
⑩	通信料 (通信費)	×	×	○	○	×	×	×
⑪	労務者運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×
⑫	事務員運賃 (交通費)	×	×	×	×	×	×	×
⑬	運動員運賃 (交通費)	×	×	○	×	×	×	×
⑭	事務所看板代 (広告費)	×	×	×	×	×	×	×
⑮	拡声機借上料 (広告費)	×	○	○	×	×	×	○
⑯	たすき作成 (広告費)	×	○	×	×	×	×	○
⑰	新聞原稿作成 (広告費)	×	×	○	×	×	○	○
⑱	新聞広告代 (広告費)	○	×	○	○	○	○	×
⑲	ボールペン他 (文具費)	×	○	○	○	×	×	×
⑳	模造紙他 (文具費)	×	×	○	○	×	○	×
㉑	画鋏他 (文具費)	×	○	○	○	×	○	×
㉒	お茶代 (食料費)	×	×	○	○	×	×	○
㉓	菓子代 (食料費)	×	×	○	○	×	×	○
㉔	仕出し弁当代 (食料費)	×	○	○	○	○	○	○
㉕	口座振替手数料 (食料費)	×	×	×	×	×	×	×
㉖	車上運動員費用弁償 (食料費)	×	×	○	×	×	○	○
㉗	運動員費用弁償 (食料費)	×	×	×	×	×	○	○
㉘	運動員宿泊料 (食料費)	×	×	×	×	×	×	○
㉙	ベニア板他 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×
㉚	灯油代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×
㉛	クリーニング代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×
㉜	電気代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	○
㉝	水道代 (雑費)	×	×	×	×	×	×	×

平成31年4月荒川区議会選挙当選者の公金請求実態一覧

NO	氏名	当選回数	車のリース	燃料	運転手	ポスター	ビラ
500	小島 和男	10	×	×	×	○	○
501	相馬 優子	1	×	×	×	○	○
502	斉藤 くに子	9	○	×	○	○	○
504	町田 高	2	○	×	○	○	○
505	河内 ひとみ	1	○	○	○	○	○
506	志村 博司	11	○	×	○	○	○
507	藤澤 志光	5	○	○	○	○	○
508	増田 みねこ	1	○	×	×	○	○
509	森本 達夫	2	○	×	×	○	○
510	夏目 亜季	1	×	×	○	○	○
511	明戸 真弓美	4	×	×	×	○	○
512	久家 繁	1	○	×	○	○	○
513	保坂 正仁	6	×	×	×	○	○
514	宮本 舜馬	1	○	×	○	○	○
516	斉藤 泰紀	8	×	×	×	○	×
517	並木 一元	8	○	×	○	○	○
518	茂木 弘	6	○	×	○	○	○
519	坂本 綾子	1	○	×	×	○	○
520	菊地 秀信	3	○	×	×	○	○
521	松田 ともこ	3	×	×	×	○	○
522	横山 幸次	7	○	×	○	○	○
523	鎌田 理光	1	○	○	○	○	○
524	山口 幸一郎	1	○	×	×	○	○
525	小林 行男	6	○	×	×	○	○
526	小坂 英二	5	×	×	×	○	○
528	山田 はるみ	1	○	×	○	○	○
529	中島 義夫	2	○	×	○	○	○
530	菅谷 元昭	3	○	×	○	○	○
531	竹内 あきひろ	3	×	×	○	○	○
532	北城 貞治	10	○	×	○	○	○
534	清水 啓史	4	○	○	○	○	○

令和元年12月7日(提出済み)

※ 被告の公金請求実態は、上記のとおりなので正しい公金請求実態を再度原告が示します。
また、被告側が原告の求釈明を無視するので、さらに選挙の当然あるであろう費用項目に基づいて×の支出ない事項について、さらに求釈明を求めるものである。